

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄付金の処理

《内容》

法人税法上、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対し支出した寄付金については、一般の寄付金とは別計算で損金算入が認められると聞いていますが、別計算により、どこまで損金算入が認められることになるのでしょうか。

『答』

特定公益増進法人及び認定NPO法人に対し、その法人の主たる目的の業務に関連する寄付金等を支出した場合には、一般の寄付金に係る損金算入限度額とは別に特定公益増進法人に対する特別損金算入限度額が定められており、その寄付金の額が特別損金算入限度額以内であれば、寄付金の損金不算入額の計算の対象となる寄付金の額に含めないことになっています。

(解説)

1 法人税法では、特に公益的活動を支援する観点から、特定の公益法人等に対する法人への寄付金で当該法人の主たる目的である業務に関連してなされるものについては、一般の寄付金の損金算入限度額とは別に特別損金算入限度額が定められています。この特定の公益法人等には、大別すれば(1)特定公益増進法人と(2)認定NPO法人があります。

まず、(1)の特定公益増進法人ですが、公共法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人をいいます。

次に、(2)認定NPO法人ですが、これは特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することについて一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けた認定特定非営利活動法人をいいます。

なお、(1)の特定公益増進法人及び(2)の認定NPO法人につきましては、その一覧表及び名簿が国税庁ホームページに掲載されています。

2 上記の(1)及び(2)の法人に対し、その法人の主たる目的の業務に関連する寄付金等を支出した場合には、一般の寄付金に係る損金算入限度額とは別に特定公益増進法人に対する特別損金算入限度額が定められており、その寄付金の額が特別損金算入限度額以内であれば、寄付金の損金不算入額の計算の対象となる寄付金の額に含めないことになっていますので、全額損金の額に算入されることになると考えられます。

また、特定公益増進法人に対する寄付金の額が、特別損金算入限度額を上回る場合には、その超える部分の金額を一般の寄付金の額と合計して、改めて一般の寄付金の損金算入限度額を控除して損金不算入額を計算することになると考えられます。

3 この特例の規定の適用を受けるためには、当該寄付金を支出した日を含む事業年度の確定申告書(寄付金の損金算入に関する明細書(別表14(2)))に寄付金の額を記載するとともに、その寄付金が特例の対象となる寄付金である旨を特定公益増進法人等が証する書類などを保存しておく必要があります。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。
予めご了承ください。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。